

契約条項

第1条 (運営)

1. 当社（ラポールアンカー）はIBJ、BIU、NNR、コネクトシップ（以下、連盟）に加盟し、会員の写真、略歴、属性等の結婚に関する個人情報（以下、会員情報）を利用して結婚相手紹介サービスを行っています。
2. 当社は、連盟と雇用関係や資本関係はなく、経営の独立した結婚相談所です。
3. 連盟による会員情報の提供は、インターネットを利用しての情報提供（以下、システム）と印刷物による情報提供の2つの方法（以下合わせて、登録情報）で行っています。また登録情報には連盟に所属する相談室の会員情報及びプロフィールが掲載されます。

第2条 (本契約の目的)

1. 当社は、会員が結婚相手との出会いを得るための情報の提供、及びそれに付帯するサービスの提供を目的とし、会員の成婚を目的とします。
2. 当社は本契約書に記載したサービスを提供しますが、お見合いや成婚を必ず保証するものではありません。

第3条 (提供するサービス)

1. 当社は会員の会員登録をした上で、会員が第2条第1項に定める目的を達成するためのサポートを行います。
2. 当社は連盟の会員情報を会員に閲覧させることによる情報提供を行います。会員は会員登録を閲覧後、お見合いを希望する相手を選び、その申し込みや申し受けができません。会員は、登録情報の中から、予め当社が決めた人数の範囲内で、お見合い相手を選ぶことができます。
3. 当社は会員からお見合いのお申し込みを依頼された時には、速やかに相手相談室に申し込みを取り次ぐ等のお見合いのセッティングやサポートをします。申し込み後14日間（BIU、NNR）又は10日間（IBJ）、7日間（コネクトシップ）を過ぎても相手から返答がなかった場合には自動不成立となります。この場合、当社は会員に対してお見合い不成立の連絡をしません。
4. 会員に対するお見合いのお申し込みがあった場合、当社は会員の意向に沿って、申し込み内容を会員にお知らせします。
5. 会員はお見合い後、当日もしくは翌日13時までに当社に対して結果を報告し、当社は相手の相談室に対して実際またはお断りの連絡をします。
6. 会員は希望する場合、連盟、連携団体及び各相談室が主催する各種パーティーに申し込みすることができます。なお、参加費は会員の負担となります。パーティーによっては、参加資格等による制限が設けられている場合があります。また、参加者多数の場合は先着順となります。
7. 連盟は会員用システムを提供しています。本サービスは24時間利用可能ですが、システムメンテナンス時、故障、当社と連盟との紛争等の理由により利用できなくなる場合があります。当社が連盟を辞めた場合は、会員もシステム利用の資格を失います。その場合、利用料の保証や割引はしません。
8. 当社は、会員が希望する場合、成婚後の結婚関連サービスの紹介も行っています。

第4条 (入会資格者)

1. 社会人として良識があり、法的にも実生活においても独身の方
2. 当社の入会資格基準に合格された方
3. 反社会勢力に関係していない方
4. 話し方や話すときの態度が悪くない方

第5条 (提出書類)

1. 会員は入会にあたって、下記の書類を速やかに当社に提出することとします。下記の書類を提出いただかなければお見合い等の活動ができません。なお、下記書面以外の公的書面に証明事項を証明する場合は、証明事項を証明するのに必要不可欠な情報以外は抹消ください。
①会員契約書、概要書面（契約締結日記載のもの） ②プロフィール ③住民票（3ヶ月以内に取得し、マイナンバー未記載のもの） ④マイナンバーカード（表面のみ）または運転免許証 ⑤卒業証明書またはそのコピー ⑥資格や免許が必要な職業についてはその証明書 ⑦独身証明書（公的に独身を証明する書類） ⑧口座振替依頼書 ⑨本人の写真 データまたはプリント3枚まで（12ヶ月以内に撮影したもの） ⑩収入証明書（女性は任意）年収表記は、源泉徴収票、確定申告書、納税証明書、課税証明書を適用します。
2. 在日外国人の証明書は第5条1項以外に、「パスポートのコピー（在留資格の種類と在留期限の確認）（1ページ目と最後のページ）」「在留カード（両面）」を提出するものとします。

第6条 (入会審査)

1. 第4条の入会資格に照らし、不適格と認められた場合には入会をお断りします。その場合には、その日より2週間以内に第5条でお預かりした書類は返却します。なお、審査基準内容や理由の開示はいたしません。

第7条 (会員登録)

1. 会員が第5条第1項の会員契約書を提出した日を入会契約日とします。2. 会員が連盟の資格基準に適合した場合、会員として登録します。

第8条 (会員の義務と遵守事項)

1. 会員は、提出する書類や証明書に嘘の記入及び書面の改ざん等をしてはいけません。
2. 会員は、提出した書類等に変更が生じた場合には、速やかに当社に申し出なければなりません。
3. 会員は、登録情報への写真や略歴、その他会員情報の登録を認めるものとします。
4. 会員は、登録情報やお見合い相手の情報について、その方々のプライバシーを守るため、第三者に見せたり、複製したり、サイト情報のシステムログインIDやパスワード等を教える等して個人情報を漏洩させないことを約束いただきます。なお、退会後も同様です。
5. 会員はお見合いやパーティーへの参加に限らず、全て自己責任において行動していただきます。
6. 会員は婚約する前に登録情報への登録後の変更事項やその他、結婚に際して、大切な事柄（病歴、婚歴、経歴その他の機微事項）について、婚約しようとする相手とお互いに告知し合うものとします。また、会員が大切な事柄やそれに類する情報（軽い身体障害、かつら使用、タトゥーの有無等）について、当社に告知しないか、当社に告知はしたが、会員自ら相手に告知すると申し出た場合、当社は一切の責任を負わず、この件に関する責任は全て会員に負っていただきます。ただし、会員に一目してわかる障害やその他事由がある場合、会員は当社がそれらの事由について登録情報で告知することを入会時に同意の上で入会していただきます。
7. 交際相手との金銭貸借は禁止いたします。
8. 会員が、交際をお断りするときには、必ず当社を通してお断りしてください。また、会員が交際を断られた場合には、相手に交際を強要することなく直ちに交際を中止していただきます。
9. お見合い後の交際期間は、原則として90日以内（最長6ヶ月）とします。成婚後の破談において成婚料の返還はできません。
10. 登録情報の送付・伝達手段として、電話・メール等の方法を認めるものとします。
11. 会員は、当社に対して成婚または退会を伝える場合には、メールやメッセージにて届け出るものとします。
12. 上記全項を会員が守らなかったことにより、当社、連盟、登録情報に情報を登録されている会員（以下、登録者）または相手等が損害を被った場合、当社は一切の責任を負わず、会員は生じた損害全額を負担するものとします。
13. 交際相手とのトラブルについては自己責任とし、当社及び連盟は責任を負わないものとします。

第9条（個人情報の利用目的及び共同利用）

1. 登録情報には、お見合い相手を選ぶために必要な範囲内の情報を登録します。
2. 登録情報は、連盟、提携団体、個別契約時に当社から明示される団体（以下、その他団体）、左記団体に加盟する相談室、独身の息子または令嬢の結婚をお考えの家族（以下、親御様）及び会員の間において、共同利用します。なお、共同利用する個人情報は以下の通りです。
会員情報：顔写真（非公開可）、出身地（都道府県まで）、現住所（郡市区まで）、生年月、続柄、婚歴、学歴（学校名の記載は任意）、職業（会社名の記載は任意）、年取、身長、体重、血液型、家族構成、趣味、資格、資産、嗜好、結婚後同居、養子、機微な情報の有無、PRコメント（会員より提供いただく任意の情報も含む）、相手への希望等。
3. メールアドレスは、当社から会員への連絡、連盟から会員への情報配信に使用します。

第10条（個人情報保護方針）

1. 当社が知り得た会員の会員情報を含む機微情報は、当社は相手にお伝えします。ただし、会員が自身で相手に伝えたと申し出た場合は、当社はその責任を負いません。
2. 当社は、代表者が指定する者を個人情報保護管理者とし、連盟が定める個人情報取扱規程を遵守すると共に、会員の写真、プロフィール、独身証明書等の会員情報を厳重に管理し、当社の従業者、委託先も含め、その保護及び監督を徹底します。
3. 当社は、入会希望者が登録情報の閲覧を行う場合を除き、個人を特定できるような情報を第三者に開示しません。
4. 会員が登録情報からの印刷物を当社から借用する場合には、会員は借用する印刷物の内容、数量、貸与期間及び第三者に開示しない旨を記載した誓約書を提示いただきます。
5. プロフィールの記載事項は会員自身に記載いただき、また後日会員より開示や訂正、削除の要請があった場合は、当社は速やかに応じるものとします。
6. 会員から提出いただいた公的書類等や本書並びにプロフィール等は退会時速やかに破棄し、システムのデータはただちに削除します。
7. 会員は、本サービスの提供を受けるにあたり、連盟が定める「個人情報保護方針（各公式サイト等に掲示）」の内容を確認し、当社が会員情報を連盟で共同利用すること、ならびに第三者に提供することに同意します。
8. 会員が当社より知り得た相手の会員情報は、交際終了後は当社の指示に従い所定の方法で速やかに破棄、消去または返却するものとします。
9. 会員は、交際終了後に当社から得た相手の情報を利用して、当社の許可なく相手に連絡してはいけません。
10. 会員は情報システムのIDやパスワードを譲渡、貸与、販売、名義変更等、及び担保に供する等の行為をしてはいけません。
11. 会員は、当社から入手した相手の会員情報を、いかなる場合であっても第三者に提供したり、公開できません。
12. 会員が、故意または過失により、活動を通じて知り得た他会員の個人情報（写真、連絡先、プロフィール等）を第三者に漏洩させたことが判明した場合、当社は直ちに全ての活動を停止し、第15条に基づき会員を除名処分とします。この場合、会員は当社に対し、違約金として200,000円（税込）を支払うものとします。なお、進行中の交際やお見合いが本件により中止となった場合、第16条に定めるキャンセル料等を別途支払うものとします。
13. 会員は第10条1～12項について、退会後でも各項目の内容について遵守することを約束します。

第11条（費用）

会員は、料金欄に記載した入会金、登録料、月会費、お見合い料、成婚料等の費用がかかります。なお、入会金、登録料（以下、前受金）の保全措置は講じておりません。会員契約書の料金欄、枠内記入の金員の支払い期日は以下の通りです。

1. 入会金、登録料は原則契約時にお支払いいただきます。（会員契約書の記載に準ずる）
2. 月会費は前月27日に口座振替にてお支払いいただきます。また、月会費の振替手数料を会員契約書に記載の通り加算させていただきます。
3. お見合い料やパーティー参加料、違約金等の費用は原則来月の月会費と合算して口座振替いたします。
4. その他、個別面談やイベント等の参加料はその都度お支払いいただくか、月会費と合算して口座振替いたします。
5. 他のお見合いが決まっている場合は真剣交際に移行できません。お見合い後または、お見合いのキャンセル料11,000円（税込）をお支払いし、真剣交際に進めます。※真剣交際はシステム利用不可
6. 成婚料は婚約（「結婚の口約束」「宿泊」「宿泊を伴う旅行」「婚前交渉」「同棲」「交際期間を延長し通算6ヶ月を経過した場合（交際期間は原則3ヶ月）」など）成立後14日以内に指定口座へお支払いいただきます。
7. 男性会員が、成婚料を男性側が負担する旨をあらかじめ定めた特定の会員区分（女性会員）と婚約した場合は、規定の成婚料を14日以内にお支払いいただきます。なお、対象となる特別なケースは以下の通りです。
 - (1) 「BIU」にて別途費用が発生する会員種別
 - ・チェリー（日本人女性）：成婚料 400,000円（税込）
 - ・ピーチ（在日外国人女性：お見合い料 6,600円（税込）、成婚料1,320,000円（税込）
 - ・現地（外国籍・外国居住女性）お見合い料 6,600円（税込）、女性の旅費交通費等、別途成婚料 3,300,000円（税込）
 - ・シングルマザーサポート（特定会員）成婚料 440,000円（税込）※シングルマザーとの成婚ではなく、当該会員種別に属する女性との成婚が対象です。
 - (2) 「NNR」にて別途費用が発生する会員種別
 - ・国際女性会員（会員番号が「K」から始まる方）
お見合い料：女性プロフィール記載の「お見合い料」に、5,500円（税込）を加算した額
成婚料：女性プロフィール記載の「成婚料」に、660,000円（税込）を加算した額

第12条（契約期間及び契約更新）

1. 本サービスの提供開始日は、会員契約書に記載の契約日とします。
2. 契約期間は契約日から2年間とします。期間満了の10日前までに、会員または当社から更新拒絶の申し出がない限り、本契約は自動的に2年間更新されるものとし、以後も同様とします。
3. 本契約の終了日は、クーリング・オフ、中途解約、成婚退会、または会員期間が満了し更新を行わなかった日とします。
4. 交際中、お見合い成立後、またはお見合い申し込みの結果待ちの状態退会する場合は、それらの手続きを終了、あるいは所定のキャンセル処理を完了させた上で退会するものとします。
5. 契約期間中に料金プランまたはサービス内容に変更が生じた場合は、当社は会員へ速やかに通知します。なお、改定後の料金等は次回の契約更新時より適用されるものとし、期間中の変更には会員の合意を要するものとします。

第13条（休会）

1. 会員は、毎月25日までにメール等により申請を行うことで、翌月1日から休会することができます。
2. 休会期間中は、月会費に代わり休会費として月額2,200円（税込）を支払うものとします。これは会員権利の維持および会員データの管理に要する費用であり、休会期間中はシステムの利用およびお見合い等の活動はできません。

3. 休会期間に上限はありませんが、会員は予め活動再開予定日を申告するものとします。なお、休会期間中であっても本契約の有効期間（第12条に定める2年間）は経過するものとし、期間満了時に第12条第2項に基づく更新拒絶の申し出がない場合は、休会状態を維持したまま本契約は自動的に更新されるものとします。
4. 連盟のシステム利用期限が休会中に満了した場合、活動再開時の再登録費用は当社が負担するものとします。
5. 病気やその他の理由で休会する場合、会員はメール等の当社と定めた連絡手段により報告するものとします。
6. 休会期間内は連盟、及び相談室が開催するパーティー等のイベントに参加できません。
7. 約束したお見合いがある場合、休会できません。やむを得ない理由で休会する場合、お見合いをお断りした上で、第16条第3項に定める違約金をお支払いいただきます。
8. 交際中の場合は、いかなる理由でも休会をご利用いただけません。

第14条（退会）

1. 会員は以下のときに会員資格を失います。退会時未収金があれば請求いたします。退会にあたり会員は、成婚時及び退会時はメール等の当社と定めた連絡手段によって報告するものとします。
 - ①会員が婚約したとき
 - ②会員が第5条の書類を提出しなかったとき
 - ③会員が会費を2ヶ月以上滞納したとき
 - ④会員の会員行動が不可能になった時
 - ⑤契約期間の満了により本契約が終了したとき、または第18条に基づき中途解約（途中退会）をしたとき
 - ⑥当社が会員を会員として相応しくないと認めたとき（第15条）

第15条（除名）

1. 会員が以下のいずれかに該当する場合、当社は会員に通知することなく、直ちに会員資格を剥奪（除名）し、本契約を解除することができるものとします。
 - ①会員が本契約に違反したとき
 - ②会員が連盟や当社の品位や信用を傷つけた（当社の判断による）とき
 - ③会員が犯罪行為や反社会的な行為を行ったとき
 - ④会員が当社に提出した書類に不実の記載があったとき
 - ⑤会員が相手会員に対して物品の販売や投資、宗教の勧誘等、本契約目的外の行為をしたとき
 - ⑥会員が反社会的勢力に関係していると判断したとき
 - ⑦当社を介さず所属連盟に対して直接、執拗なクレームや連絡を行い、当社の業務を妨害したとき
 - ⑧当社または当社の従業員に対する威圧的な言動、または社会通念上許容される範囲を超える要求（いわゆるカスタマーハラスメント）を行ったとき
2. 前項により除名となった場合、会員は除名時における未収金を直ちに清算するものとします。
3. 除名に伴う返金精算は、特定商取引法に基づき行います。ただし、既供与の役務（入会時サポート、システム登録等）に対する費用、および解約手数料を差し引いた結果、返金が生じない場合があることを会員は承諾するものとします。また、月途中の除名であっても月会費の日割り計算による返還は行いません。

第16条（違約金をお支払いいただく場合）

会員は以下の場合、違約金をお支払いいただきます。

1. 会員が第8条、第10条または第15条に抵触して、当社、連盟、他の会員または第三者に対して損害を生じさせた場合、会員はその損害を賠償する責任を負うものとします。
2. 連盟及び提携先が主催する各種イベントにおいて、会員の不注意から生じた事故や損害は、当社や連盟はその責任を負わないものとします。
3. 会員が成立したお見合いをキャンセルした場合は、11,000円（税込）をお支払いいただきます。また、以下の場合は、理由の如何を問わず22,000円（税込）をお支払いいただきます。
 - ①お見合い当日の日程変更
 - ②前日17時以降のキャンセル
 - ③相手に理解の得られない遅刻
 - ④当日お見合いに行かなかったとき
 - ⑤お見合い中、30分以内に退席するなど不適切な行動があった場合
 - ⑥交際承諾後、一度の出会いもいまま交際を中止した場合
4. 会員が、本サービスを通じて知り合った相手との成婚の事実を秘匿して退会したり、故意に成婚料の支払いを免れる不正行為を行ったりした場合は、違約金として200,000円（税込）を直ちに支払うものとします。

第17条（クーリング・オフ）

会員がクーリング・オフ期間（概要書面及び会員契約書を受領した日から8日間）内に契約の解除を申し出た場合には、当社は無条件で契約を解除します。

クーリング・オフのお知らせ

- (1) 会員は、概要書面及び会員契約書を受領した日から8日間を経過するまでは、書面又は電磁的記録により会員登録に関する契約の解除（クーリング・オフ）ができます。
- (2) 会員は、当社若しくはその役職員が(1)に定める事項について故意に事実を告げず又は不実のことを告げたことにより誤認し、又は当社若しくはその役職員が威迫したことにより困惑し、そのために(1)の解除を行わなかった場合、当社から(1)に定める解除ができる旨の書面又は電磁的記録を受領した日から8日を経過するまでは、書面又は電磁的記録により会員登録に関する契約の解除ができます。
- (3) (1)の解除は、その解除を行う旨の書面又は電磁的記録を発したときにその効力を生じます。
- (4) (1)の解除があった場合において、当社はその解除をした会員に対し、その解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを請求することはできません。
- (5) (1)の解除があった場合において、既に一部のサービスが提供されていても、当社は、その解除をした会員に対し、サービス料その他の金銭の支払いを請求することはできません。
- (6) (1)の解除があった場合において、当社がその解除をした会員から金銭を受け取っているときは、速やかにその解除をした会員に対しこれを返還しなければなりません。

【通知の送付先】

住所：静岡県富士市富士岡291-5 B201

名称：ラポールアンカー 吉川宏美

メールアドレス：bridal@rapport-anchor.jp

第18条（中途解約）

会員はクーリング・オフ期間経過後でも当社に契約の解約を申し出ることができます。中途解約時の返金は以下の通りです。

1. 役務提供開始前である場合、前受金から「契約の締結及び履行のため通常要する費用」として政令で定められた初期費用（3万円を上限とする）を差し引いた額を返還するものとします。
2. 役務提供開始後である場合には、前受金から (1) と (2) の合計額を差し引いた額を返還するものとします。
 - (1) 既に提供した役務の対価に相当する額（ただし、「契約の締結及び履行のため通常要する費用」として政令で定められた初期費用（3万円を上限とする）も含む）。
 - (2) 解約によって通常生ずる損害額として政令で定める額（2万円又は確定した契約残金の20%相当額のいずれか低い額）。

3. 入会月において契約日から解約日までの期間が8日間を超えた場合、または月途中の解約であっても1日以上の上籍がある場合は、1ヶ月分の役務を提供したものととして月会費が発生し、日割り計算による返還は行いません。
4. 第14条に基づき退会する場合、本条の中途解約ルールが適用されます。ただし、第14条第1号に定める成婚（婚約等）は契約目的の完結であり、中途解約には該当しないため、受領済みの費用等の返還はありません。
5. 第15条に基づく除名の場合であっても、返金精算は本条の定めに基づいて行います。ただし、提供済みの役務対価および解約手数料を差し引いた結果、返金が生じない場合があることを会員は承諾するものとします。

第19条（紛争の解決）

1. 本契約に関して当社と会員との間に紛争が生じた場合には、当社の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一審の管轄裁判所とします。ただし、法令の定めに基づいて会員の利益を一方的に害すると判断される特段の事情がある場合は、この限りではありません。
2. 当社および連盟は、当社の故意または重大な過失がある場合を除き、以下の事項に起因して生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。
 - ① 本サービスの性質上、会員のプロフィール（写真等を含む）を、お見合いの相手候補者やその関係者が閲覧したことによる損害
 - ② 会員の登録情報（写真、略歴等）が、連盟のシステムを通じて加盟相談室や入会希望者に閲覧・利用されたことによる損害
 - ③ 会員間に生じたトラブル（金銭の貸借、交際のトラブル、事故等）
 - ④ 天災地変、通信回線の障害、その他当社の責めに帰すべからざる事由により、サービスの提供が遅延または中断したことによる損害

第20条（抗弁権の接続）

1. ローンやクレジット等割賦販売利用の場合には、一定要件のもと当社に対して生じている事由をもって利用信販会社へ抗弁できます。

第21条（顧客相談窓口の連絡先）

お客様相談窓口はラポールアンカー 電話番号：070 - 9018 - 6904 営業時間：8:00～22:00 住所：静岡県静岡市葵区音羽町12-5

第22条（未規定事項）

1. 本契約に定めなき事項や契約の改正等がある場合は、お互いに連絡し合い、当社・会員協議の上妥当な処理をすることとします。

作成日：2014年04月01日

更新日：2026年4月1日